

主な記事

- 第2面 国交省が中建審へ経審改正案提示
第3面 建設業界 4月からこう変わった「成長と分配」へ施策・制度が始動
第4面 業界トレンド「3本の矢が中小企業に好循環をもたらす」

全中建だより

一般社団法人

全国中小建設業協会

編集発行人 河崎 茂

〒104-0041 東京都中央区新富2-4-5

URL <http://www.zenchuken.or.jp/>

電話 03(5542)0331(代表) F A X 03(5542)0332



第5回通常理事会

技能者賃金 年3%上昇目指す

労務単価、一般管理費で成果

全国中小建設業協会は3月18日、令和3年度第5回通常理事会を開き、
▽令和4年度事業計画案▽同収支予算案▽同スローガン及び働き方改革宣言案▽同会長表彰案▽同会員加入案▽入会要件等案の一部改正▽令和4年度ブロック別意見交換会開催案―について承認した。また今後の会議日程案について報告された。土志田領司会長は、10年連続の労務単価引き上げや一般管理費率引き上げはこれまでの要望活動の成果であると強調したうえで、さらなる引き上げを求めていく考えを示した。

理事会で土志田会長との意見交換で国交省と一体など公共発注者が応じは、労務単価や積算基準、4団体が確認した「今年度は概ね3%の賃金をアップを目指す」ことについて土志田会長は、「（全中建内で）3%は無条件で、今後さらに活動（ルール撤廃）を強めていきたい」とした。契約額が当初から30%を超える設計変更は認めない「30%ルール」は、建設業界からの意見を踏まえ2015年に国土交通省関東地方整備局が改

定した設計変更ガイドラインのなかで、30%ルールを「あつてはならない」との文言を明記、議会対応などさまざまな理由で導入していた地方自治体に、契約額が3割を超える場合も適切に設計変更を行うようメッセージを発信。
国交省は今年4月1日付けで都道府県などに対して要請した円滑な施行確保に向けた取り組みのなかで、国の算定式を踏まえた低入札価格調査基準・最低制限価格の適正な見直しを再度求めたほか、30%ルールについても「認められない」との解釈を示していた。

土志田会長 理事会の挨拶要旨

労務率率が上がり低入札価格調査基準の計算式も改定されることとなった。業界発展のため、制度改

一般管理費率 さらなる引き上げを

最近の国土交通省を巡る状況については、2月18日に公共工事設計労務単価と設計業務委託技術者単価が引き上げられた。さらに2月24日に土木工事積算基準の一般管

理費率及び技術者単価については10年連続、一般管理費率も0.55から0.68へ引き上げに伴い、低入札価格調査基準の計算式も改定される。今回の労務単価・一般

正などについて行政機関に働きかけていく。また2月28日には大臣と建設4団体との意見交換（詳細は3月号掲載）に出席した。意見交換では、担い手確保のため設

あるとの共通認識のもと、国交省と建設業4団体は担い手確保・育成に向け今年度は概ね3%の賃金上昇実現を目指す、全体的関係者が可能な取り組みを進めることとし

ツプを目指す宣言案を議案にしている。さらに3月18日の中央建設業審議会では、経営事項審査改正での保有重機の対象機械追加、ワーク・ライフ・バランスに

中小建設業の経営を取り巻く環境は、依然として厳しい状況にある。働き方改革を実現するため、今後とも入札・契約制度をはじめ制度の改善に向けて行政機関に働き

計労務単価主要12職種で3%の引き上げ、また一般管理費率引き上げによる適正利潤確保に伴う賃金の引き上げにつながる好循環を継続する必要がある。概ね3%の賃金ア

今日の理事会では、働き方改革宣言として、現在の公共投資における社会的背景を好循環として捉え、概ね3%の賃金ア

関する取り組み、下請負人に使用される者の労働条件の改善に関する取り組みへの加点について審議を行った。中小建設業界においても多少なりとも環境の改善につながっている。

令和4年度 スローガン
＝社会に貢献する力強い
地場産業を目指して＝

- 1 地域社会への貢献と社会的信頼・地位の向上
- 2 地域の防災・減災と復旧・復興への対応
- 3 公共事業予算の長期／安定的な確保と地域建設業者の受注機会の確保
- 4 工事発注及び引き渡し時期の平準化・設計変更の適切な対応・工期設定の適正化
- 5 施工単価補正など形を代えた歩切りの完全撤廃と入札時でのダンピングの排除
- 6 新しい3K（給与・休暇・希望）を目指した職場環境の整備
- 7 若手経営者の育成・後継者の育成
- 8 協会組織・会員の拡充
- 9 働き方改革の具体的取り組みの推進・生産性の向上

働き方改革宣言

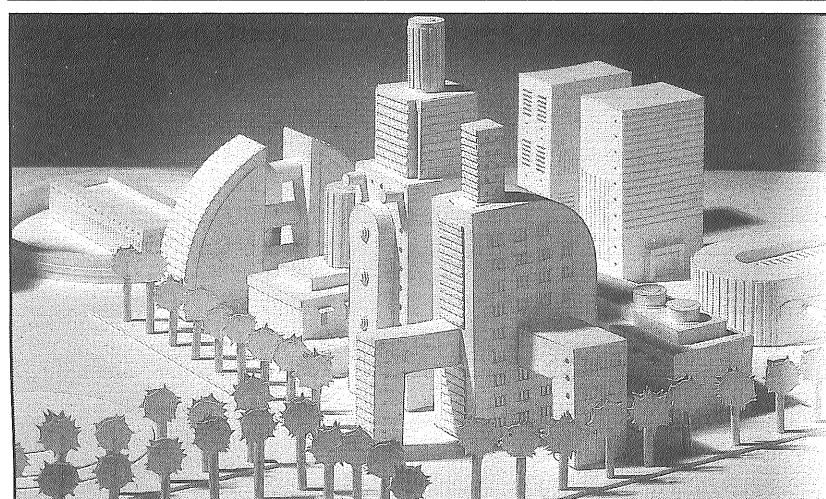
～選ばれる建設業を目指して～

若者の入職を増やすためには、賃金の引き上げが重要である。
“令和4年度スローガン”の「9 働き方改革の具体的取り組みの推進・生産性の向上」を掲げているところであり、働き方改革の具体的取り組みとして、

現在の公共投資における社会的背景を好循環と捉え、今年度は概ね3パーセントの賃金アップを目指し、可能な取り組みを行うこととする

の取り組みを宣言する。

今後、会員団体傘下の会員に対して、実効ある取り組みを推奨し、賃金の引き上げを推進する。



保証事業を通じて
安全で活力のある社会を創るための
お手伝いをしています



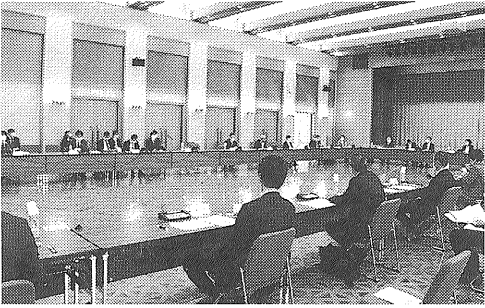
東日本建設業保証株式会社

〒104-8438 東京都中央区八丁堀2-27-10 TEL 03-3552-7520

営業部 〒104-0032 東京都中央区八丁堀2-5-1 TEL 03-3551-9511
東京建設会館 2F FAX 0120-027-036

支 店 新宿・青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島・茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・神奈川・
山梨・長野・新潟・富山・石川・福井・静岡・愛知・岐阜・三重・大阪

建設産業図書館 〒104-0045 東京都中央区築地5-5-12 浜離宮建設プラザ1F



国交省が中建審へ経審改正常案提示

CCUS環境整備で加点 担い手育成・確保へ元請の取り組み評価

中建審 約款・JV準則・経審の改正審議

中央建設業審議会は3月14日、東京都内の三田共用会議所で総会を開いた。全国中小建設業協会の土志田領司会長も中建審委員として出席した。

総会では、▽建設工事標準請負契約約款改正▽JV準則・適正化指針の改正(復旧・復興JVの位置づけ等)▽経営事項審査の審査1の3について審議。さらに国土交通省からは、「最近の建設業を巡る状況」と適正な施行確保のための技術者制度検討会の検討状況についてそれぞれ報告した。

【現行】

項目	評点(最大)
W1 労働福祉の状況	(45)
①雇用保険の加入状況	40
②健康保険の加入状況	40
③厚生年金保険の加入状況	40
④建退共の加入状況	15
⑤退職一時金もしくは企業年金制度の導入	15
⑥法定外労災制度の加入状況	15
W2 建設業の営業年数	
W3 防災活動への貢献の状況	-30
W4 法令遵守の状況	30
W5 建設業の経理の状況	25
W6 研究開発の状況	15
W7 建設機械の保有状況 (災害復旧工事で活用される代表的な6機種について加点)	15
W8 国際標準化機構が定めた規格による登録状況 ①ISO9001 ②ISO14001	(10) 5 5
W9 若齢技術者および技能者の育成および確保の状況	2
W10 知識および技術または技能の向上に関する取組の状況	10
合計(最高値)	217

【改正(案)】

項目	評点(最大)
W1 担い手の育成および確保に関する取組の状況	(77)
①雇用保険の加入状況	40
②健康保険の加入状況	40
③厚生年金保険の加入状況	40
④建退共の加入状況	15
⑤退職一時金もしくは企業年金制度の導入	15
⑥法定外労災制度の加入状況	15
⑦若齢技術者および技能者の育成および確保の状況	2
⑧知識および技術または技能の向上に関する取組の状況	10
⑨WLBに関する取組の状況	5
⑩CCUSの導入状況	15
建設業の営業年数	60
防災活動への貢献の状況	20
法令遵守の状況	-30
建設業の経理の状況	30
研究開発の状況	25
建設機械の保有状況 (既存の6機種の他に加点対象を拡大)	15
W8 国際標準化機構が定めた規格による登録状況等 ①品質管理に関する取得(ISO9001) ②環境配慮に関する取組(ISO14001、エコアクション21)	(10) 5 5 追加 (エコアクションの場合)
合計(最高値)	237

Wの素点が大きく増加することから、総合評価値P点への換算式を変更。

国土交通省は3月14日に開いた中央建設業審議会の総会で、経営事項審査(W評価)の改正案を提示した。新たに、建設キャリアアップシステム(CCUS)も導入状況を評価する。またワーク・ライフ・バランス(WLB)取り組みでも加点する。このほか保有建機加算や環境取り組みでも追加の評価をするなど、建設企業の▽担い手の育成・確保▽災害対応力強化▽環境への配慮推進を柱に評価を拡大させる。6月に改正内容を公布し、2023年1月の施行を予定している。

経審(W評価)改正案のポイント

◇新設

- 1 CCUSの導入状況(最大15点)
- 2 WLBに関する取り組み(最大5点)

◇加点拡大・追加

- 3 建機保有評価(新たに6機種追加)
- 4 エコアクション21も評価

CCUSの評価は、現場登録やカードリーダー設置など、現場に就労する技能者が就業履歴を蓄積できる環境を整備した、元請企業が対象。直近の事業年度に施工したすべての建設工事で環境整備し、実際に就労履歴が蓄積された場合に15点加点する。またすべての公共工事(元請工事)で実施した場合の加点は10点。

技能者がCCUSで就業実績を蓄積するには、現場の元請企業による現場登録やカードリーダー設置、現場利用料の支払いなどが必要。ことから国交省は、こうした環境整備をした元請企業は処遇改善に相応の役割を果たしているとの判断で、新たな経審W評価の対象とすることを提示した。

加点を受ける企業は要

復旧・復興JVを準則に 激甚災害対応強化で制度化

国土交通省は、東日本大震災の被災3県の復旧・復興JVを対象に導入した「復旧・復興JV」を、JV制度の運用基準である「JV準則」に新類型として位置づける。

特例の復旧・復興JVが全国どこでも使える制度。仮に大規模災害が発生した場合、被災後の工事量急増に備え、国や地方自治体が施行確保策として活用できる仕組みを整える。

中建審総会の審議で国交省が提示した。4月以降に公共発注者に対し復興JVを盛り込んだ改正

件に該当する旨の誓約書の提出が必須。仮に抽出調査などで虚偽申請が明らかになった場合は営業停止などの処分が課せられる。

また担い手確保の観点から、WLBの評価項目も新設する。子育て支援に取り組む企業を認定する「くるみん認定」や、女性活躍促進状況が優良な企業に対する「えるぼし認定」、若者の採用・育成に積極的な企業が対象となる「ユースエール認定」などに対し取得状況に応じて3・5点を加算する。複数の認定を取得している場合は、最も得点の高い区分を採用する。

一方、建設業の災害対応力強化の観点から、すでに加点対象の建設機械に6機種以外、▽ロードローラー、振動ローラーなど締めめ機械▽ブレイカ、解体用つかみ機など解体用機械▽高所作業車▽土砂の運搬が可能なすべてのダンプの4機種も新たに加点対象として追加する。

また、政府全体で取り組む環境配慮についても5点とする。

さらに、W(社会性)評価項目を増やすことで、経審の総合評価値(P点)に占める割合が増加するため、Wの重み付けを変更する。

具体的にはWの素点に乘じる係数を現行の「200分の1900」から「200分の1750」に改める。

改正によって、災害応急対策や災害復旧工事で受注者負担を求めないよう改める。激甚災害の頻発を踏まえ、受注者の負担軽減や復旧工事中や新規整備途中の公共物が被害を受けた場合、受注者に請負代金の1%の負担を求める規定が改正される。

また、公共工事が必要な履行保証や前払金保証

改正によって、災害応急対策や災害復旧工事で受注者負担を求めないよう改める。激甚災害の頻発を踏まえ、受注者の負担軽減や復旧工事中や新規整備途中の公共物が被害を受けた場合、受注者に請負代金の1%の負担を求める規定が改正される。

また、公共工事が必要な履行保証や前払金保証

改正によって、災害応急対策や災害復旧工事で受注者負担を求めないよう改める。激甚災害の頻発を踏まえ、受注者の負担軽減や復旧工事中や新規整備途中の公共物が被害を受けた場合、受注者に請負代金の1%の負担を求める規定が改正される。

また、公共工事が必要な履行保証や前払金保証

改正によって、災害応急対策や災害復旧工事で受注者負担を求めないよう改める。激甚災害の頻発を踏まえ、受注者の負担軽減や復旧工事中や新規整備途中の公共物が被害を受けた場合、受注者に請負代金の1%の負担を求める規定が改正される。

また、公共工事が必要な履行保証や前払金保証

改正によって、災害応急対策や災害復旧工事で受注者負担を求めないよう改める。激甚災害の頻発を踏まえ、受注者の負担軽減や復旧工事中や新規整備途中の公共物が被害を受けた場合、受注者に請負代金の1%の負担を求める規定が改正される。

また、公共工事が必要な履行保証や前払金保証

改正によって、災害応急対策や災害復旧工事で受注者負担を求めないよう改める。激甚災害の頻発を踏まえ、受注者の負担軽減や復旧工事中や新規整備途中の公共物が被害を受けた場合、受注者に請負代金の1%の負担を求める規定が改正される。

また、公共工事が必要な履行保証や前払金保証

改正によって、災害応急対策や災害復旧工事で受注者負担を求めないよう改める。激甚災害の頻発を踏まえ、受注者の負担軽減や復旧工事中や新規整備途中の公共物が被害を受けた場合、受注者に請負代金の1%の負担を求める規定が改正される。

また、公共工事が必要な履行保証や前払金保証

改正によって、災害応急対策や災害復旧工事で受注者負担を求めないよう改める。激甚災害の頻発を踏まえ、受注者の負担軽減や復旧工事中や新規整備途中の公共物が被害を受けた場合、受注者に請負代金の1%の負担を求める規定が改正される。

また、公共工事が必要な履行保証や前払金保証

改正によって、災害応急対策や災害復旧工事で受注者負担を求めないよう改める。激甚災害の頻発を踏まえ、受注者の負担軽減や復旧工事中や新規整備途中の公共物が被害を受けた場合、受注者に請負代金の1%の負担を求める規定が改正される。

また、公共工事が必要な履行保証や前払金保証

改正によって、災害応急対策や災害復旧工事で受注者負担を求めないよう改める。激甚災害の頻発を踏まえ、受注者の負担軽減や復旧工事中や新規整備途中の公共物が被害を受けた場合、受注者に請負代金の1%の負担を求める規定が改正される。

また、公共工事が必要な履行保証や前払金保証

改正によって、災害応急対策や災害復旧工事で受注者負担を求めないよう改める。激甚災害の頻発を踏まえ、受注者の負担軽減や復旧工事中や新規整備途中の公共物が被害を受けた場合、受注者に請負代金の1%の負担を求める規定が改正される。

また、公共工事が必要な履行保証や前払金保証

改正によって、災害応急対策や災害復旧工事で受注者負担を求めないよう改める。激甚災害の頻発を踏まえ、受注者の負担軽減や復旧工事中や新規整備途中の公共物が被害を受けた場合、受注者に請負代金の1%の負担を求める規定が改正される。

また、公共工事が必要な履行保証や前払金保証

改正によって、災害応急対策や災害復旧工事で受注者負担を求めないよう改める。激甚災害の頻発を踏まえ、受注者の負担軽減や復旧工事中や新規整備途中の公共物が被害を受けた場合、受注者に請負代金の1%の負担を求める規定が改正される。

また、公共工事が必要な履行保証や前払金保証

改正によって、災害応急対策や災害復旧工事で受注者負担を求めないよう改める。激甚災害の頻発を踏まえ、受注者の負担軽減や復旧工事中や新規整備途中の公共物が被害を受けた場合、受注者に請負代金の1%の負担を求める規定が改正される。

また、公共工事が必要な履行保証や前払金保証

改正によって、災害応急対策や災害復旧工事で受注者負担を求めないよう改める。激甚災害の頻発を踏まえ、受注者の負担軽減や復旧工事中や新規整備途中の公共物が被害を受けた場合、受注者に請負代金の1%の負担を求める規定が改正される。

また、公共工事が必要な履行保証や前払金保証

改正によって、災害応急対策や災害復旧工事で受注者負担を求めないよう改める。激甚災害の頻発を踏まえ、受注者の負担軽減や復旧工事中や新規整備途中の公共物が被害を受けた場合、受注者に請負代金の1%の負担を求める規定が改正される。

また、公共工事が必要な履行保証や前払金保証

改正によって、災害応急対策や災害復旧工事で受注者負担を求めないよう改める。激甚災害の頻発を踏まえ、受注者の負担軽減や復旧工事中や新規整備途中の公共物が被害を受けた場合、受注者に請負代金の1%の負担を求める規定が改正される。

また、公共工事が必要な履行保証や前払金保証

改正によって、災害応急対策や災害復旧工事で受注者負担を求めないよう改める。激甚災害の頻発を踏まえ、受注者の負担軽減や復旧工事中や新規整備途中の公共物が被害を受けた場合、受注者に請負代金の1%の負担を求める規定が改正される。

また、公共工事が必要な履行保証や前払金保証

改正によって、災害応急対策や災害復旧工事で受注者負担を求めないよう改める。激甚災害の頻発を踏まえ、受注者の負担軽減や復旧工事中や新規整備途中の公共物が被害を受けた場合、受注者に請負代金の1%の負担を求める規定が改正される。

また、公共工事が必要な履行保証や前払金保証

改正によって、災害応急対策や災害復旧工事で受注者負担を求めないよう改める。激甚災害の頻発を踏まえ、受注者の負担軽減や復旧工事中や新規整備途中の公共物が被害を受けた場合、受注者に請負代金の1%の負担を求める規定が改正される。

また、公共工事が必要な履行保証や前払金保証

改正によって、災害応急対策や災害復旧工事で受注者負担を求めないよう改める。激甚災害の頻発を踏まえ、受注者の負担軽減や復旧工事中や新規整備途中の公共物が被害を受けた場合、受注者に請負代金の1%の負担を求める規定が改正される。

また、公共工事が必要な履行保証や前払金保証

改正によって、災害応急対策や災害復旧工事で受注者負担を求めないよう改める。激甚災害の頻発を踏まえ、受注者の負担軽減や復旧工事中や新規整備途中の公共物が被害を受けた場合、受注者に請負代金の1%の負担を求める規定が改正される。

また、公共工事が必要な履行保証や前払金保証

改正によって、災害応急対策や災害復旧工事で受注者負担を求めないよう改める。激甚災害の頻発を踏まえ、受注者の負担軽減や復旧工事中や新規整備途中の公共物が被害を受けた場合、受注者に請負代金の1%の負担を求める規定が改正される。

また、公共工事が必要な履行保証や前払金保証

改正によって、災害応急対策や災害復旧工事で受注者負担を求めないよう改める。激甚災害の頻発を踏まえ、受注者の負担軽減や復旧工事中や新規整備途中の公共物が被害を受けた場合、受注者に請負代金の1%の負担を求める規定が改正される。

また、公共工事が必要な履行保証や前払金保証

改正によって、災害応急対策や災害復旧工事で受注者負担を求めないよう改める。激甚災害の頻発を踏まえ、受注者の負担軽減や復旧工事中や新規整備途中の公共物が被害を受けた場合、受注者に請負代金の1%の負担を求める規定が改正される。

また、公共工事が必要な履行保証や前払金保証

改正によって、災害応急対策や災害復旧工事で受注者負担を求めないよう改める。激甚災害の頻発を踏まえ、受注者の負担軽減や復旧工事中や新規整備途中の公共物が被害を受けた場合、受注者に請負代金の1%の負担を求める規定が改正される。

また、公共工事が必要な履行保証や前払金保証

改正によって、災害応急対策や災害復旧工事で受注者負担を求めないよう改める。激甚災害の頻発を踏まえ、受注者の負担軽減や復旧工事中や新規整備途中の公共物が被害を受けた場合、受注者に請負代金の1%の負担を求める規定が改正される。

また、公共工事が必要な履行保証や前払金保証

改正によって、災害応急対策や災害復旧工事で受注者負担を求めないよう改める。激甚災害の頻発を踏まえ、受注者の負担軽減や復旧工事中や新規整備途中の公共物が被害を受けた場合、受注者に請負代金の1%の負担を求める規定が改正される。

また、公共工事が必要な履行保証や前払金保証

改正によって、災害応急対策や災害復旧工事で受注者負担を求めないよう改める。激甚災害の頻発を踏まえ、受注者の負担軽減や復旧工事中や新規整備途中の公共物が被害を受けた場合、受注者に請負代金の1%の負担を求める規定が改正される。

また、公共工事が必要な履行保証や前払金保証

改正によって、災害応急対策や災害復旧工事で受注者負担を求めないよう改める。激甚災害の頻発を踏まえ、受注者の負担軽減や復旧工事中や新規整備途中の公共物が被害を受けた場合、受注者に請負代金の1%の負担を求める規定が改正される。

また、公共工事が必要な履行保証や前払金保証

改正によって、災害応急対策や災害復旧工事で受注者負担を求めないよう改める。激甚災害の頻発を踏まえ、受注者の負担軽減や復旧工事中や新規整備途中の公共物が被害を受けた場合、受注者に請負代金の1%の負担を求める規定が改正される。

また、公共工事が必要な履行保証や前払金保証

改正によって、災害応急対策や災害復旧工事で受注者負担を求めないよう改める。激甚災害の頻発を踏まえ、受注者の負担軽減や復旧工事中や新規整備途中の公共物が被害を受けた場合、受注者に請負代金の1%の負担を求める規定が改正される。

また、公共工事が必要な履行保証や前払金保証

改正によって、災害応急対策や災害復旧工事で受注者負担を求めないよう改める。激甚災害の頻発を踏まえ、受注者の負担軽減や復旧工事中や新規整備途中の公共物が被害を受けた場合、受注者に請負代金の1%の負担を求める規定が改正される。

また、公共工事が必要な履行保証や前払金保証

改正によって、災害応急対策や災害復旧工事で受注者負担を求めないよう改める。激甚災害の頻発を踏まえ、受注者の負担軽減や復旧工事中や新規整備途中の公共物が被害を受けた場合、受注者に請負代金の1%の負担を求める規定が改正される。

また、公共工事が必要な履行保証や前払金保証

改正によって、災害応急対策や災害復旧工事で受注者負担を求めないよう改める。激甚災害の頻発を踏まえ、受注者の負担軽減や復旧工事中や新規整備途中の公共物が被害を受けた場合、受注者に請負代金の1%の負担を求める規定が改正される。

また、公共工事が必要な履行保証や前払金保証

改正によって、災害応急対策や災害復旧工事で受注者負担を求めないよう改める。激甚災害の頻発を踏まえ、受注者の負担軽減や復旧工事中や新規整備途中の公共物が被害を受けた場合、受注者に請負代金の1%の負担を求める規定が改正される。

また、公共工事が必要な履行保証や前払金保証

改正によって、災害応急対策や災害復旧工事で受注者負担を求めないよう改める。激甚災害の頻発を踏まえ、受注者の負担軽減や復旧工事中や新規整備途中の公共物が被害を受けた場合、受注者に請負代金の1%の負担を求める規定が改正される。

また、公共工事が必要な履行保証や前払金保証

改正によって、災害応急対策や災害復旧工事で受注者負担を求めないよう改める。激甚災害の頻発を踏まえ、受注者の負担軽減や復旧工事中や新規整備途中の公共物が被害を受けた場合、受注者に請負代金の1%の負担を求める規定が改正される。

また、公共工事が必要な履行保証や前払金保証

改正によって、災害応急対策や災害復旧工事で受注者負担を求めないよう改める。激甚災害の頻発を踏まえ、受注者の負担軽減や復旧工事中や新規整備途中の公共物が被害を受けた場合、受注者に請負代金の1%の負担を求める規定が改正される。

また、公共工事が必要な履行保証や前払金保証

改正によって、災害応急対策や災害復旧工事で受注者負担を求めないよう改める。激甚災害の頻発を踏まえ、受注者の負担軽減や復旧工事中や新規整備途中の公共物が被害を受けた場合、受注者に請負代金の1%の負担を求める規定が改正される。

また、公共工事が必要な履行保証や前払金保証

改正によって、災害応急対策や災害復旧工事で受注者負担を求めないよう改める。激甚災害の頻発を踏まえ、受注者の負担軽減や復旧工事中や新規整備途中の公共物が被害を受けた場合、受注者に請負代金の1%の負担を求める規定が改正される。

また、公共工事が必要な履行保証や前払金保証

改正によって、災害応急対策や災害復旧工事で受注者負担を求めないよう改める。激甚災害の頻発を踏まえ、受注者の負担軽減や復旧工事中や新規整備途中の公共物が被害を受けた場合、受注者に請負代金の1%の負担を求める規定が改正される。

また、公共工事が必要な履行保証や前払金保証

改正によって、災害応急対策や災害復旧工事で受注者負担を求めないよう改める。激甚災害の頻発を踏まえ、受注者の負担軽減や復旧工事中や新規整備途中の公共物が被害を受けた場合、受注者に請負代金の1%の負担を求める規定が改正される。

また、公共工事が必要な履行保証や前払金保証

改正によって、災害応急対策や災害復旧工事で受注者負担を求めないよう改める。激甚災害の頻発を踏まえ、受注者の負担軽減や復旧工事中や新規整備途中の公共物が被害を受けた場合、受注者に請負代金の1%の負担を求める規定が改正される。

また、公共工事が必要な履行保証や前払金保証

改正によって、災害応急対策や災害復旧工事で受注者負担を求めないよう改める。激甚災害の頻発を踏まえ、受注者の負担軽減や復旧工事中や新規整備途中の公共物が被害を受けた場合、受注者に請負代金の1%の負担を求める規定が改正される。

また、公共工事が必要な履行保証や前払金保証

改正によって、災害応急対策や災害復旧工事で受注者負担を求めないよう改める。激甚災害の頻発を踏まえ、受注者の負担軽減や復旧工事中や新規整備途中の公共物が被害を受けた場合、受注者に請負代金の1%の負担を求める規定が改正される。

また、公共工事が必要な履行保証や前払金保証

改正によって、災害応急対策や災害復旧工事で受注者負担を求めないよう改める。激甚災害の頻発を踏まえ、受注者の負担軽減や復旧工事中や新規整備途中の公共物が被害を受けた場合、受注者に請負代金の1%の負担を求める規定が改正される。

また、公共工事が必要な履行保証や前払金保証

改正によって、災害応急対策や災害復旧工事で受注者負担を求めないよう改める。激甚災害の頻発を踏まえ、受注者の負担軽減や復旧工事中や新規整備途中の公共物が被害を受けた場合、受注者に請負代金の1%の負担を求める規定が改正される。

また、公共工事が必要な履行保証や前払金保証

改正によって、災害応急対策や災害復旧工事で受注者負担を求めないよう改める。激甚災害の頻発を踏まえ、受注者の負担軽減や復旧工事中や新規整備途中の公共物が被害を受けた場合、受注者に請負代金の1%の負担を求める規定が改正される。

また、公共工事が必要な履行保証や前払金保証

改正によって、災害応急対策や災害復旧工事で受注者負担を求めないよう改める。激甚災害の頻発を踏まえ、受注者の負担軽減や復旧工事中や新規整備途中の公共物が被害を受けた場合、受注者に請負代金の1%の負担を求める規定が改正される。

また、公共工事が必要な履行保証や前払金保証

改正によって、災害応急対策や災害復旧工事で受注者負担を求めないよう改める。激甚災害の頻発を踏まえ、受注者の負担軽減や復旧工事中や新規整備途中の公共物が被害を受けた場合、受注者に請負代金の1%の負担を求める規定が改正される。

また、公共工事が必要な履行保証や前払金保証

改正によって、災害応急対策や災害復旧工事で受注者負担を求めないよう改める。激甚災害の頻発を踏まえ、受注者の負担軽減や復旧工事中や新規整備途中の公共物が被害を受けた場合、受注者に請負代金の1%の負担を求める規定が改正される。

また、公共工事が必要な履行保証や前払金保証

改正によって、災害応急対策や災害復旧工事で受注者負担を求めないよう改める。激甚災害の頻発を踏まえ、受注者の負担軽減や復旧工事中や新規整備途中の公共物が被害を受けた場合、受注者に請負代金の1%の負担を求める規定が改正される。

また、公共工事が必要な履行保証や前払金保証

改正によって、災害応急対策や災害復旧工事で受注者負担を求めないよう改める。激甚災害の頻発を踏まえ、受注者の負担軽減や復旧工事中や新規整備途中の公共物が被害を受けた場合、受注者に請負代金の1%の負担を求める規定が改正される。

また、公共工事が必要な履行保証や前払金保証

改正によって、災害応急対策や災害復旧工事で受注者負担を求めないよう改める。激甚災害の頻発を踏まえ、受注者の負担軽減や復旧工事中や新規整備途中の公共物が被害を受けた場合、受注者に請負代金の1%の負担を求める規定が改正される。

また、公共工事が必要な履行保証や前払金保証

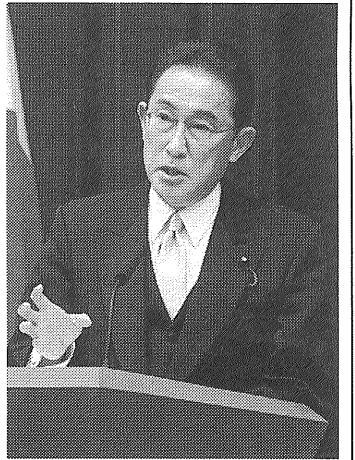
改正によって、災害応急対策や災害復旧工事で受注者負担を求めないよう改める。激甚災害の頻発を踏まえ、受注者の負担軽減や復旧工事中や新規整備途中の公共物が被害を受けた場合、受注者に請負代金の1%の負担を求める規定が改正される。

また、公共工事が必要な履行保証や前払金保証

改正によって、災害応急対策や災害復旧工事で受注者負担を求めないよう改める。激甚災害の頻発を踏まえ、受注者の負担軽減や復旧工事中や新規整備途中

「成長と分配」へ施策・制度が始動

建設業界
4月から
こう変わった



働き方改革 担い手確保・育成
生産性向上 強く後押し

中小建設企業を含む建設業界全体の働き方改革や、担い手確保・育成、生産性向上をこれまで以上に強く後押しする政策が2022年4月から始まっている。岸田政権の「成長と分配の好循環」実現へ向けた、公的部門での分配機能強化の一環との見方も出来る。また、2050年カーボンニュートラル(CN)を目指す関連法施行なども、地域建設業にとって新たなビジネスチャンスとなりそうだ。4月から始まった政策・制度で主なものとして、①賃上げ表明企業に総合評価で加点②低入札調査基準価格引き上げ③下請指導ガイドライン改訂④改正地球温暖化対策推進法全面施行に伴う再エネ促進区域運用開始――がある。一方、全国中小建設業協会がこれまで指摘してきた課題、一定以上の割合を超える設計変更に応じない、いわゆる「30%ルール」は認められないことを、総務省と国土交通省は4月1日付けの都道府県・指定都市に対する通知文書に盛り込んだ。全中建設の活動が実った形だ。(詳細は4面に掲載)

賃上げ表明企業

総合評価で加点

岸田政権肝いりで始まった、「賃上げ支援」の建設業界版が、賃上げを表明した企業に対して政府調達に総合評価で加点する、「賃上げ加点」だ。

2021年12月に財務省が決定した条件では「建設企業の特性に合わせた賃上げ」がポイントで5%以上の加点を受けることが出来る。また、「賃上げ表明企業」が1・5%の賃上げを表明することで、加算点・技術点で5%以上の加点を受けることが出来る。国土交通省は建設業界からのさまざまな指摘や不安の声を聞き、制度全体のとりまとめを担う財務省が賃上げ実績と認め上げを表明した企業に対して、4月以降に契約する公共工事や業務などの賃上げを整理した。基本給や継続雇用している社員だけを対象とした賃上げが評価対象となることを明確化した。また給与総額での賃上げが規定されていた中小企業は、実情に応じて一人当たりの平均受給額を採用することを認め、4月に全面施行された。今回の全面施行最大の特徴は、市町村が官民の再生可能エネルギー導入を促すエリアを定める促進区域など、改正法で創設した仕組みの運用開始だ。許認可などで特例を可能にする一方で、地域の脱炭素化を加速させるのが狙い。

改正温対法

全面施行を開始

改正温対法は、政府による温室効果ガス排出削減などを盛り込んだ温暖化対策を受け、地方自治体が行う計画を策定、太陽光や陸上風力、中小水力、バイオマスといった地域脱炭素化促進事業を実施する事業者が自治体の計画に適合し市町村から認定を受けると、許認可手続きの特例でワンストップ化ができる。再エネ促進区域とは、それぞれの自治体が再生可能エネルギー設備の設置に適しているとして選定した場所。

低入札基準引き上げ

一般管理費率0.68に

国土交通省は4月1日以降に入札公告を行う工事の中小建設企業が激化するダンピング(過度な安値受注)対策として低入札基準引き上げにつながる「一般管理費率×0.55」を、「一般管理費率×0.68」へ引き上げた。最新の諸経費動向調査の結果を基に、企業として存続するために必要な経費を

反映した。これまで地方の中小建設企業が激化するダンピング(過度な安値受注)対策として低入札基準引き上げにつながる「一般管理費率×0.55」を、「一般管理費率×0.68」へ引き上げた。最新の諸経費動向調査の結果を基に、企業として存続するために必要な経費を

「0.68に引き上げた。同省では地方自治体のダンピング対策を促進するため、最新の中央公契約モデルを前提とした各自治体の設定状況を毎年調査公表している。今後、自治体に対する最新モデル採用に向けた働きかけを通じて、自治体発注工事でも低入札調査基準価格や最低制限価格の引き上げ拡大も見込まれる。

下請指導ガイドライン改訂

偽装一人親方対策鮮明に

国土交通省は4月1日改訂「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」を施行している。改訂内容は各建設業団体に通知した。法定福利費など労働関係諸経費の削減を意図して技能者の個人事業主化を行う「偽装一人親方化」への対応を目的に、目指す方自己診断チェックリストを一人親方として扱

令和4年度 2級 建築及び電気工事施工管理技術検定

インターネット受付期間 令和4年6月21日(火)～7月19日(火)
(インターネット申込は、「第一次検定のみ」を除く再受検の方が対象となります。)
書面受付期間 令和4年7月 5日(火)～7月19日(火)

令和3年度制度改正 新しい制度の内容については、本財団ホームページにてご確認ください。

- ◆試験日 令和4年11月13日(日)
- ◆試験地 札幌・青森・仙台・東京・新潟・金沢・名古屋・大阪・広島・高松・福岡・鹿児島・沖縄
- ◆願 書 令和4年6月21日(火)から販売します。
(申込区分：第一次・第二次検定(同日受検)、第一次検定のみ、第二次検定のみ)

※願書入手方法など詳細は、本財団ホームページをご確認ください。
国土交通大臣指定試験機関 一般財団法人 建設業振興基金 試験研修本部
〒105-0001 東京都港区虎ノ門4丁目2番12号 虎ノ門4丁目MTビル2号館6階
TEL 03(5473)1581【代表】

試験案内



www.fcip-shiken.jp

中小・中堅建設企業のみならず

工事請負代金債権の譲渡を活用した

国土交通省の「出来高融資制度」

下請セーフティネット債務保証

地域建設業経営強化融資制度

「公共工事」や「社会全体の効用を高める施設に関する民間工事」を受注・施工されている元請建設企業が融資事業者※から工事出来高に応じて融資を受けられる国土交通省の制度です。(詳しくは下記HPをご覧ください。)

※全国の33カ所の建設事業協同組合、北保証サービス(株)、(株)建設経営サービス、(株)建設総合サービス

こんな悩みありませんか？

- 受注はあるが資金繰りが厳しい！
- 銀行の与信枠は残しておきたい！
- 経費のYポイントをアップしたい！
- 担保になる不動産がない！

一般財団法人 建設業振興基金

金融支援課 TEL 03-5473-4575

詳しくは ◆ <https://www.kensetsu-kikin.or.jp/saimu/index.html>

令和4年度 建設業経理検定試験および建設業経理士CPD講習のご案内

建設業経理検定試験			建設業経理士CPD講習
1級、2級合格者は、 経営事項審査の評価対象 の1つになっています			本講習は登録経理試験合格者の継続教育を目的としています。経営事項審査の改正により、建設業経理検定試験の合格後5年を経過した者は本講習を修了しなければ評価対象となりません。 ●受講対象者：建設業経理検定試験 1・2級 合格者 ●講習時間：1・2級ともに7時間（試験1時間を含む） ●講習形態：オンライン講習・会場講習 【詳細は本財団ホームページをご参照下さい。】
区 分	上期試験 1 級・2 級	下期試験 1 級・2 級・3 級・4 級	
申込方法	インターネットまたは郵送による申込		
申込期間	令和4年 5月17日（火）～6月16日（木）	令和4年11月15日（火）～12月15日（木）	
試 験 日	令和4年 9月11日（日）	令和5年 3月12日（日）	
合格発表	令和4年11月11日（金）	令和5年 5月12日（金）	



一般財団法人
建設業振興基金

金融・経理支援センター(経理研究・試験)
TEL 03-5473-4581 FAX 03-5473-1593
〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-2-12

建設業経理検定

検索

建設業経理検定WEB <https://www.keiri-kentei.jp/>



"3本の矢" 中小企業に 好循環をもたらす

「積算」「低入」「単価」がキーワード

働き方改革や担い手確保・育成、生産性向上など建設業界が直面する課題解決を後押しする政策が加速している。政府や国土交通省による建設企業の取り組み後押しは中小・零細企業の現場でも、働き方改革と生産性向上をもたらす、収益改善にも寄与する。経営と現場に好循環をもたらす政策を分類すると、「積算」「低入」「単価」という3つのキーワードだ。中小企業に好影響となるこの3本の矢には今後、具体的な効果の期待が集まる。

業界 トレンド

3つのキーワードのうち特に連動しているのが「積算」と「単価」。今回、国土交通省の「2022年度土木工事・業務の積算基準等」改定によって、本経費などとして計上されている「一般管理費率」を引き上げ、単価が上がることで、積算全体を押し上げ、予定価格そのものが上昇、結果的に担い手確保や処遇改善の原資になる。

設計変更「30%ルール」認めない 国土省 自治体に対応要請

国土交通省は総務省と連名で都道府県など自治体に対し、一定以上の割合を超える設計変更に応じ、

上げたほか、自治体の小規模工事でもICT施工ができるよう「小規模土工に対応したICT実施要領」を策定した。今

で、地方自治体が発注する小規模工事のICT施工のための積算がなかつた。

原油・物価高騰で総合緊急対策

スライド条項の適切運用を

公共発注者は単価反映前倒し

政府

国土交通省は総合緊急対策決定を受け、労務費、原材料費、エネルギーコストなどの取引価格を反映した適正な請負の設定や

契約締結では、建設工事標準請負契約約款に明記されている「請負代金の変更に係る規定(スライド条項)」と工期変更に関する規定の適切な運用を求めた。受注者や下請企業から申し出があつた場合には協議に応じ

るとともに、締結済み契約でも原材料費の高騰や品薄状況を踏まえた対応を要請。建設業者には、

30%ルールは過去、建設業界で解決すべき問題の一つとして改善要求が続き、2015年に国土交通省関東地方整備局が設

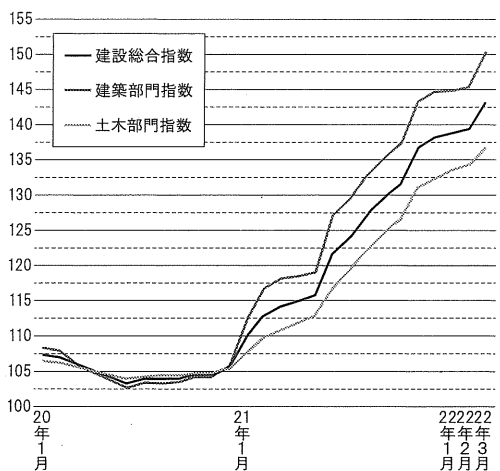
1日付け文書では、「設計図書の変更及びこれに伴って請負代金の額

や工期の変更が必要と認められる場合にも関わらず、請負代金の変更見込額が当初の請負代金と比較して一定の割合を超え、かつ、厳に慎むこと

と変更に応じない、もしくは、設計変更に伴って必要と認められる請負代金の額が当初の請負代金と比較して一定の割合を超え、かつ、厳に慎むこと

政府は4月26日、原油価格や物価高騰を踏まえた総合緊急対策を閣議決定した。原油価格の高騰対策やエネルギー・原材料・食料の安定供給対策のほか、中小企業を中心とした価格転嫁円滑化策を進める。建設分野では、原材料費の取引価格を反映した適正な請負代金や工期確保が図られるよう、公共・民間の発注者に周知徹底する。特にアスファルト合材は原料のストリートアスファルトの上昇分を価格に転嫁させるため、関係事業者に働きかける。同日、全国中小建設業協会は国土交通省に資材高騰に伴う窮状打開要望書を提出していた。

建設資材物価指数(鉄鋼・東京)の推移
(2020年から2022年、2011年を100とした場合の指数)



建設物価調査会データから作成

また民間発注者に対しては、「工事受注者は発注者の重要なパートナーであり、受発注者間の価格転嫁が元々間・資材業者への転嫁に当たって重要となる」と適切な対応を呼びかけた。

全中建土志田会長、国土省らに 資材高騰による 窮状打開へ要望



国土省の長橋和久不動産・建設経済局長(左から3人目)に要望書を手渡す土志田会長。右端は朝日啓夫副会長、左端は河崎茂副会長

全国中小建設業協会は4月26日、価格上昇が続く建設資材高騰がこのまま続けば、全国各地域で社会に貢献する力強い地場産業として役割を果たすことが不可能になるとして、『建設資材高騰による中小建設業界の窮状打開に関する要望書』を土志田領司会長、朝日啓夫副会長、河崎茂副会長が国土省幹部や佐藤信秋参院議員、足立敏之参院議員に提出した。

要望書は、▷物価スライド条項の運用及び指導の徹底▷改正品確法等の適切な対応が柱。市町村に対し、価格変動時には速やかな設計単価への反映と、経済情勢の変化と市場価格を反映した適正な請負代金で契約を締結することの指導を国土省に求めた。

全中建 会員企業の皆さまのための福利厚生制度

全中建災害共済制度は会員企業の役員・従業員の保障です!

<災害保障特約付団体定期保険>

○業務上・業務外を問わず24時間の死亡保障です。

※病気・災害を問わず、お亡くなりになった場合の保障です。

○けがで5日以上入院した場合も保障されます。

○災害により所定の障害状態になった場合にも保障されます。

○割安な掛金で大きな保障が得られます。

○ご加入を希望される会員企業ごとに全員加入です。

本制度のお問い合わせは
全中建事務局まで。
TEL:03-5542-0331

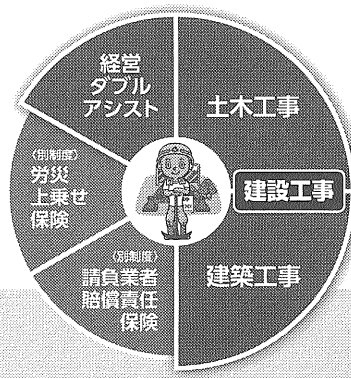
引受生保
朝日生命保険相互会社(事務幹事)
メットライフ生命保険株式会社
三井住友海上あいおい生命保険株式会社

お申込みにあたっては、パンフレット、「特に重要なお知らせ(契約概要)(注意喚起情報)」を必ずご確認ください。

朝日-団-2020-29(2021.2.15)

全中建 会員企業の皆さまのための保険

あんしん工事保険制度は毎月中途加入が可能です!!



土木工事・建築工事の 工事対象物にかかわる リスクを補償します。

工事に必要とされる保険が
ワンストップで手配いただけます!

毎月1日付中途加入(前月15日
申込締切)

(保険期間:2021年4月1日~1年間)

見積りのご請求だけでもOK! まずはお試しください!!

東京海上日動火災保険株式会社

(担当課) 公務第一一部公務第一課および現地営業課支社
〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4
TEL:03-3515-4122 FAX:03-3515-4123

全中建 会員企業の皆さまだけの賠償保険制度

中小建設業者 災害補償制度のご案内

ビジネスプロテクター

ビジネスプロテクターでは、第三者への賠償だけでなく、
さらに広い補償をご提供します!

通行人の
ケガ

周辺施設・
設備の損壊

作業目的物の
損壊による
経済損失

ブランド
イメージの
失墜

賠償責任
賠償責任

支払された
資材の損壊

工場の
遅延損害

プレミアム

データ損壊
復旧費用

オプション

業務中の
災害による
賠償

通常より
25%
割引

あなただけを守る。
三井住友海上

MS&AD INSURANCE GROUP